


所管部課	市民部 地域振興課		部長	田村 美砂		
件名	東大和市生活用品交換情報提供要綱を廃止する要綱について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>この要綱は、不用品の有効な再利用の促進を目的に一般家庭で不要になった生活用品のあっせんを行う事業を定めるが、長期間利用が少ない状況である。</p> <p>また、令和3年2月18日に東大和市と株式会社ジモティーが不用品リユースの促進を推進していくことを目的に協定を締結したことにより、事業者が保有する資源を活用することで同様の事業を効率的・効果的に実施できることから、本件要綱を廃止するものである。</p> <p>(1) 主な内容 本件要綱は廃止する</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 協定締結事業者の保有する資源を活用した事業が代替事業になりうることから、廃止による影響はない。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特に無し。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに廃止手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。